

○斑鳩町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱

平成24年11月30日

要綱第23号

改正 平成26年1月24日要綱第1号

平成26年10月1日要綱第31号

平成27年12月28日要綱第28号

平成28年3月31日要綱第37号

(目的)

第1条 この事業は、在宅の小児慢性特定疾患児に対し、日常生活に必要な用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 小児慢性特定疾患児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5に規定する厚生労働大臣が定める慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療護を必要とする児童等であつて、当該疾患の状態が当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める程度であるものをいう。

(2) 日常生活用具 別表1に掲げる用具をいう。

(受給要件)

第3条 日常生活用具（以下「用具」という。）の給付を受けることができる者は、町内に住所を有する在宅の小児慢性特定疾患児であつて、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 児童福祉法第21条の5の規定に基づき、都道府県が実施する医療の給付を受けていること。

(2) 児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他の法令の規定により、用具の給付又はその購入に要する費用の給付を受けることができる者でないこと。

(3) 別表1に掲げる各用具の対象者であつて、給付により日常生活に便宜が図

ることができるものであること。

(給付の申請)

第4条 用具の給付を受けようとする小児慢性特定疾患児又はその保護者（以下「申請者」という。）は、別表2に掲げる世帯階層区分に応じ、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

(1) 前条第1号に規定する医療の給付を受けていることを証する書類

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯であることを証する書類

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受給していることを証する書類

(4) 市町村民税所得割額の課税額等を証する書類

(給付の決定及び通知)

第5条 前条の申請を受けた町長は、当該対象児の身体的状況、経済状況、家庭環境及び住宅環境について必要な調査を行い、調査書（様式第2号）を作成のうえ、用具の給付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）に日常生活用具給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）を添えて、申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により用具の給付をしないことを決定したときは、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付却下決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする

4 町長は、給付の可否の決定に際し必要と認めるときは、申請者に対して診断書（様式第6号）の提出を求めることができる。

(用具の給付)

第6条 前条第2項の規定により用具の給付の決定を受けた者は、用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

(負担額)

第7条 第5条第2項の規定により小児慢性特定疾患児日常生活用具給付決定通知書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、給付を受ける用具1件につき、別表2に掲げる世帯階層区分に応じ、それぞれ同表に定める負担金（以下「負担金」という。）を負担するものとする。ただし、給付を受ける用具の価格が負担金の額に満たないときは、当該給付を受ける用具の価格を負担し、直接、業者に支払うものとする。

2 利用者は、給付を受ける用具の価格が別表1に掲げる基準額を超えるとき（前条ただし書に規定する場合を除く。）は、負担金に加えて、用具の価格と当該基準額との差額を負担することとし、業者にこれらを支払うものとする。

3 利用者は、給付券の引き換えに業者から用具を受領する際に、前2項の規定により利用者が負担すべき額を業者に支払うものとする。

（費用の請求）

第8条 業者が町長に請求できる額は、別表1に掲げる基準額から、利用者が、直接業者に支払った負担金の額を控除した額とする。

（用具の管理）

第9条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用してはならない。

（返還）

第10条 前条に違反したときは、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

（給付等台帳の整備）

第11条 町長は、用具の給付の状況を明確にするために、日常生活用具給付台帳（様式第7号）を整備するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、用具の給付について必要な事項は町長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則（平成26年要綱第1号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成 26 年要綱第 31 号）

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年要綱第 28 号）

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年要綱第 37 号）

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、様式第 6 号の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

日常生活用具の種目等一覧表

種目	基準額	対象者	性能等
便器	便器 4, 450 円 手すり 5, 400 円	常時介護を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）
特殊マット	19, 600 円	寝たきりの状態にある者	じよくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	151, 200 円	上肢に障害のある者	足踏みペダルにより温水及び温風を噴射する機能を有するもの。ただし取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く
特殊寝台	154, 000 円	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの

歩行支援用具	60,000円	下肢が不自由な者	手すり、スロープ、歩行器等であつて、小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	90,000円	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児又は介護者が容易に使用し得るもの
特殊尿器	67,000円	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾患児、又は介護者が容易に使用し得るもの
体位変換器	15,000円	寝たきりの状態にある者	介護者が小児慢性特定疾患児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
車椅子	70,400円	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽	12,160円	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引	56,400円	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は

器		る者	介護者が容易に使用し得るもの
クールベスト	20,000円	体温調整が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム	37,800円	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害をおこすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー (吸入器)	36,000円	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介護者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター	157,500円	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾患児又は介護者が容易に使用し得るもの

別表2（第7条関係）

日常生活用具給付事業負担基準表

世帯の階層区分		負担金	加算金
A	生活保護法（昭和23年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（それぞれ単給世帯を含む。）	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村税非課税世帯	1,100円	110円
C1	A階層及びD1階層からD19階層までを	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	2,250円 230円
C2	除き当該年度分の市	所得割の額のある世帯	2,900円 290円

	町村民税の額の課税 世帯であつてその市 町村民税額の区分が 次の区分に該当する 者			
D1	A階層及びB階層を除	2,400円以下	3,450円	350円
D2	き前年度分の所得税 課税世帯であつて、	2,401円から4,800円 まで	3,800円	380円
D3	その所得税の額の区 分が次の区分に該当	4,801円から8,400円 まで	4,250円	430円
D4	する世帯	8,401円から12,000 円まで	4,700円	470円
D5		12,001円から16,200 円まで	5,500円	550円
D6		16,201円から21,000 円まで	6,250円	630円
D7		21,001円から46,200 円まで	8,100円	810円
D8		46,201円から60,000 円まで	9,350円	940円
D9		60,001円から78,000 円まで	11,550円	1,160円
D10		78,001円から100,500 円まで	13,750円	1,380円
D11		100,501円から190,000 円まで	17,850円	1,790円
D12		190,001円から299,500 円まで	22,000円	2,200円

D13	299,501円から831,900円まで	26,150円	2,620円
D14	831,901円から1,467,000円まで	40,350円	4,040円
D15	1,467,001円から1,632,000円まで	42,500円	4,250円
D16	1,632,001円から2,302,900円まで	51,450円	5,150円
D17	2,302,901円から3,117,000円まで	61,250円	6,130円
D18	3,117,001円から4,173,000円まで	71,900円	7,190円
D19	4,173,000円以上	用具の給付にかかる費用の全額	※

※ 左欄に定める額の10分の1の相当額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、その額が8,560円に満たないときは、8,560円）

備考

- 1 世帯階層区分の認定は、当該小児慢性特定疾患児の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に小児慢性特定疾患児を扶養しているもののうち、当該小児慢性特定疾患児の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行う。
- 2 扶養義務者とは、直系血族、兄弟姉妹（ただし、18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）及びそれ以外の三親等内の親族で家庭裁判所が特別の事情ありとして特に扶養義務を負わせるものをいう。ただし、小児慢性特定疾患児と同一の世帯に属さない扶養義務者については、現に小児慢性特定疾患児を扶養している者以外は、扶養義務者としての取扱いをしないものとする。

- 3 小児慢性特定疾患児に前項に規定する扶養義務者がいないときは、当該小児慢性特定疾患児に係る負担額は0円とする。ただし、当該小児慢性特定疾患児に所得税又は市町村民税が課税されている場合は、扶養義務者に準じて負担金の額を決定するものとする。
- 4 同一世帯から同一月内に2人以上の小児慢性特定疾患児がこの表の適用を受ける場合は、日常生活用具の購入に要する費用が最も高額な小児慢性特定疾患児については負担金の額の欄により、それ以外の小児慢性特定疾患児については加算金の額の欄により、それぞれ算定する。
- 5 この表の適用時期は、毎年7月1日を基準として取り扱う。